

令和6年4月1日

## 入学前の既修得単位の認定について

常葉大学学則第37条及び常葉大学短期大学部学則第20条の規定に基づき、本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修を入学後の本学における授業科目の履修とみなし、所定の議を経て認定することができます。

単位認定を希望する学生は、以下の要領により申請の手続きをしてください。

1. 対象学生 令和6年度入学生
2. 提出書類 (1) 単位認定申請書（教務課窓口で受け取ってください）  
(2) 成績証明書（出身大学・短期大学等の所定用紙）  
(3) シラバスなど講義内容が記載されている書類（コピー可）
3. 手続期間 令和6年4月2日（火）～令和6年4月8日（月）17時まで
4. 申請窓口 教務課
5. 認定結果 後日、本人宛に連絡します。

静岡草薙キャンパス 教務課